

平成 年 月 日

江戸川区江戸川保健所長 殿

開設者 住所 東京都江戸川区中央一丁目 番 号
氏名 江戸川 太郎
電話番号 03(3652)
ファクシミリ番号 03(3652)

歯科診療所開設届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称	歯科医院		
2 所在地	東京都江戸川区中央一丁目 番 号 電話番号 03(3652) ファクシミリ番号 03(3652)		
3 診療科名	歯科、小児科歯科、矯正歯科、歯科口腔外科		
4 開設者			
現に病院又は診療所を開設し管理し、又は勤務している場合	名称 所在地		
本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名称 所在地		
5 開設年月日	平成 年 月 日		
6 管理者			
現住所	東京都江戸川区中央一丁目 番 号 電話番号 03(3652)		
氏名			
臨床研修等 修了登録年月日	年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照すること。)	
免許証番号及び 登録年月日	第 年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照すること。)	
7 診療日時	土、日、祝日を除く9時から12時、15時から18時まで		

8 診療に従事する歯科医師（医師）の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項					
氏名	担当診療科名	診療日時	医籍の登録事項		保健所 担当者 確認欄
			臨床研修等修了 登録年月日	免許証番号及び 登録年月日	
江戸川 太郎	歯科、小児歯科		年 月 日	第 号 年 月 日	
江戸川 次郎	歯科、矯正歯科		年 月 日	第 号 年 月 日	
江戸川 三郎	歯科口腔外科	月・水9時から12時	年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
9 医療従事者（歯科衛生士、歯科技工士等）					
職種	氏名	免許証番号	登録年月日	保健所担当者確認欄	
歯科衛生士		第 号	昭和 年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
10 従業者定員					
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員	計	
3 名	1		1	5 名	
11 敷地の面積 m²（平面図は、別添のとおり）					
12 交通機関及び敷地周囲の見取図					
交通機関	線		駅下車		口徒歩
	駅		口からバス(行)		下車徒歩
敷地の条件	用途地域	地域	防火地域	地域	
見取図	別添のとおり				

13 建物の構造概要及び平面図					
建物別名称	構造概要			建築面積	延面積
	造 階建て			m ²	m ²
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合					
住宅と併設の場合	鉄筋コンクリート造 3階建てのうち 1階			m ² 使用	
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち 階 号室			m ²	
平面図	別添のとおり				
14 歯科治療室					
室面積	治療いす	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備	
m ²	4台	下水道、都市ガス	消火器		
15 歯科技工室					
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備	
m ²	台				
16 エックス線装置及び診療室					
開設時設置	装置	固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式	
	エックス線	固定	診断用		
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室面積	室備
	m ²	鉄筋コンクリート	m ²	m ²	自動現像
17 その他の施設					
待合室	12.8 m ²				
事務室	13.9 m ²				
消毒施設	5.2 m ²				
18 建築確認 平成 年 月 日 第 号					
19 添付書類					
(1) 開設者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書 (2) 管理者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書 (管理者が開設者でない場合に限る。) (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し (4) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付。) (5) 敷地の平面図 (6) 敷地周囲の見取図 (7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの) (8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1又は25分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) (9) 案内図					

(注) 1 臨床研修等修了登録証について

- (1) 平成 16 年 4 月 1 日時点において現に医師免許を受けている者及びその日前に医師免許の申請を行った者であって、平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）により、臨床研修修了したことを医籍に登録した者とみなすこと。
 - (2) 平成 18 年 4 月 1 日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びその日前に歯科医師免許の申請を行った者であって、平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）により、臨床研修修了したことを医籍に登録した者とみなすこと。
- 2 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付について
- 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができることとし、提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。